

務	00	01	5 年
(令和13年 3 月末まで保存)			

人 安 第 3 1 号

令 和 7 年 5 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について

人身安全関連事案については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者（以下「被害者等」という。）の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処することが肝要である。

各所属にあっては、このような考え方を踏まえて発出されている「人身安全関連事案への対処体制等について」（令和 7 年 1 月 22 日付け人安第 186 号）等を再度確認の上、警察本部と警察署が緊密に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処を徹底されたい。

担当

人 身 安 全 対 策 課

人身安全対策第一係

人身安全対策第二係